平成28年第4回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年4月26日(火) 午後2時 場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

- 第1 開 会
- 第2 前回会議録の承認
- 第3 会議録署名人の指名
- 第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・議案第37号 南島原市社会教育関係団体補助金交付要綱の制定について
- ・議案第38号 南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- ・議案第39号 南島原市社会教育委員の委嘱について
- ・議案第40号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・議案第41号 南島原市図書館協議会委員の委嘱について
- ・議案第42号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 南島原市立小・中学校学校評議員について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉 会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

- ○平成28年3月の諸会議並びに諸行事
 - 22 日 (火) 14:00 定例教育委員会(南有馬庁舎) 18:30 原城マラソン大会実行委員会(真砂)
 - 23日(水)16:00 安達株式会社より寄附受領(西有家庁舎)
 - 24日(木) 9:00 心のふるさと交流事業打合せ(~26日)(南三陸町) 19:30 体育協会理事会(南有馬庁舎)
 - 28日(月)14:00 第4回社会教育委員・公民館運営審議会委員会議(南有馬庁舎)
 - 29日(火)19:30 第1回有家ブロック統合準備委員会(コレジョホール)
 - 31日(木)10:00 退職者辞令交付式(有家庁舎) 14:00 小・中学校教職員退職辞令交付式(コレジョホール)
- ○平成28年4月の諸会議並びに諸行事
 - 1 日(金) 9:00 辞令交付式(有家庁舎)
 - 10:10 教育委員会事務局及び小・中学校(転入)教職員等辞令交付式(コレジョホール)
 - 14:00 深江小学校ミニバスケットボールクラブ全国大会出場結果報告会(西有家庁舎)
 - 17:00 教育委員会事務局年度始め式(南有馬庁舎)
 - 6 日(水) 9:00 西有家小学校開校式(西有家小学校)
 - 7 日(木)10:00 市内小学校入学式(各小学校)14:00 市内中学校入学式(各中学校)
 - 8 日(金)10:00 西有家小学校入学式(西有家小学校)13:00 口加高校・翔南高校入学式(各高校)18:30 西有家小学校開校に伴う懇談会(板屋旅館)
 - 9 日(土) 19:00 原城一揆まつり追悼式典(原城跡)
 - 11日(月) 9:00 部局長・支所長会議(西有家庁舎) 14:00 ねんりんピック実行委員会(ありえ保健センター)

- 13日(水)17:00 平成遺欧少年使節イタリア派遣報告会(西有家庁舎)
- 15日(金)13:30 初任者研修・10年経験者研修実施運営委員会(雲仙市千々石町) 18:30 教育委員会歓送迎会(真砂)
- 17日(日)10:00 龍石小学校閉校記念碑除幕式(旧龍石小学校)
- 18日(月)16:00 臨時部局長・支所長会議(西有家庁舎)
- 19日(火) 15:30 教育研究会評議員会(コレジョホール)
- 20日(水) 9:00 市費支援員オリエンテーション(南有馬庁舎)
 - 10:00 災害支援本部会議(有家庁舎)
 - 11:00 部局長・支所長会議(有家庁舎)
 - 12:30 医師会、歯科医師会及び薬剤師会へ訪問(島原、雲仙、南島原市)
- 21日(木)14:30長崎県都市教育長協議会(長崎市)
- 22日(金) 9:00 市町村教委連合同理事会及び県市町村合同会議(長崎市)
 - 10:00 平成28年度学校予算説明会(コレジョホール)
 - 13:30 孝子祭(加津佐町津波見地区)
- 25日(月) 9:30 学校給食会役員会(コレジョホール)

議案第37号

南島原市社会教育関係団体補助金等交付要綱の制定について

提案理由

市内の社会教育団体に対する補助金の交付要綱が整備されていなかったため、要綱を制定するもの。

平成28年4月26日提出

(趣旨)

第1条 市は、社会教育関係団体の事業と運営の充実を図り、もって市民の社会教育の推進を図るため、社会教育や生涯学習の推進に資する事業(以下「補助事業」という。)に係る補助金の交付については、別に定めるものを除き、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の名称等)

第2条 規則第3条の補助金の名称、目的及び補助額並びに補助事業の内容は、別表に定めるとおりとする。

(申請書に添付すべき書類等)

- 第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
- 2 規則第4条の交付申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

(状況報告等)

- **第4条** 補助事業者等は、規則第10条の補助事業等の遂行の状況については、実施状況報告書により報告しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の実施状況報告書の提出期限等については、別に定める。
- 3 第1項の場合において、第6条の概算払請求書を提出したときは、当該書類をもって、実施状況報告書に代えることができる。
- 4 規則第11条第1号の別に定める軽微な変更は、別に定める場合を除き、次のとおりと する。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。
 - (1) 補助目的の達成に何らの支障がないと認められる経費の配分の変更
 - (2) 対象経費の総額が2割を超えない範囲内での増減

(実績報告等)

- **第5条** 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、市長が必要でないと認めるものについては、これを省略することができる。
 - (1) 事業報告書(様式第3号)又はこれに代わる書類
 - (2) 収支精算書(様式第2号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、別に定める場合を除き、事業の完了した日から30日を経過した日(同条後段の場合には、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日)とする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則 第16条第2項において準用する同条第1項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほ か、次のとおりとする。ただし、市長が必要でないと認めるものについては、これを省 略することができる。

- (1) 請求内訳書(様式第4号)
- (2) 事業の実施における契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限等)

- 第7条 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 規則第20条ただし書の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については同省令に定められている 耐用年数に相当する期間とする。ただし、これにより難いときは、別に定めるところに よる。
- 3 規則第20条第2号の機械及び重要な器具は、別に定める場合を除き、取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が、50万円以上の機械及び器具とする。
- 4 市長は、補助事業者等が規則第20条の規定による承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付手続の特例)

第8条 補助金の交付については、規則第21条の規定により、規則第16条第1項に規定する交付請求書の提出を省略することができる。

(帳簿の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付申請書等の添付書類その他の補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成28年5月1日から施行し、平成28年度の予算に係る補助金から適用する。

別表(第2条関係)

	補助金の名	交付の目的	補助事業の内容及	補助額	補助対象者
	称		び対象経費		
1	南島原市 P	児童、生徒の	次に掲げる事業に	予算の範囲内で	南島原市PTA
	T A 連合会	健全育成に取	要する経費につ	市長が定める額	連合会
	補助金	り組む南島原	き、市長が認める		
		市PTA連合	経費		
		会の活動の充	(1) PTA活動		
		実を図る。	の促進に資する調		

	1	I	I	I	l I
			査・研修活動及び		
			会議に関する事業		
			(2) 児童生徒の		
			健全育成に関する		
			啓発事業		
			(3) 児童生徒の		
			教育、福祉の増進		
			及び教育環境整備		
			に関する事業		
2	南島原市青	青年組織が連	次に掲げる事業に	予算の範囲内で	南島原市青年団
	年団連絡協	 携のもと地域	要する経費につ	市長が定める額	連絡協議会
	議会補助金	活性化に取り	き、市長が認める		
		組む南島原市			
		青年団活動の	(1) 青年団活動		
		充実を図る。	の促進に資する調		
			査・研修活動及び		
			会議に関する事業		
			(2) 青年団の奉		
			仕活動等に関する		
			事業		
3	南島原市婦	 社会参加及び	次に掲げる事業に	予算の範囲内で	南島原市婦人会
	HI EU/OVI P AIR		5(101010 0 事本10		
1	人会連絡協	奉仕活動に取	要する経費につ	市長が定める額	連絡協議会
	人会連絡協 議会補助金	奉仕活動に取り組む南島原	要する経費につき、市長が認める	市長が定める額	連絡協議会
	人会連絡協議会補助金	り組む南島原	き、市長が認める	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原市婦人会の活	き、市長が認める 経費	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原市婦人会の活	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会 参加及び奉仕活動	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会 参加及び奉仕活動 に関する事業	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会 参加及び奉仕活動 に関する事業 (3) 男女共同参	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会 参加及び奉仕活動 に関する事業 (3) 男女共同参 画、福祉、文化、	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会 参加及び奉仕活動 に関する事業 (3) 男女共同 画、福祉、文化、 環境等の女性の身	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資する調 査・研修活動及び 会議に関する事業 (2) 女性の社会 参加及び奉仕活動 に関する事業 (3) 男女共同 に関する事業 (3) 男女共の女性の身 近な生活課題の学	市長が定める額	連絡協議会
		り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図	き、市長が認める 経費 (1) 女性の地位 向上に資すする 会議に関する 会議に関する 会議に女を がといる がといる がといる がといる がといる がといる がといる がといる	市長が定める額	連絡協議会
4	議会補助金	り組む南島原市婦人会の活動の充実を図る。	き、市長が認める経費 (1) 女性の地位 向上に資活動及で 会議に関する (2) 女性の地で 会議に 女を がない 女性の がない 要な と がない できる ままり はない できる ままり はない できる ままり はない はいます と できる ままり はいます と できる ままり はいます と できる と で		
4	議会補助金南島原市子	り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図 る。 地域で子ども	き、市長が認める経費 (1) 女性の地位 向上に資活動及で 会議に関する 事性の地位 高級 女性の 女性の 女性の 女性の 女性の 事業 (3) 男女 主要 と 大き できる 事業 次に掲げる 事業 に掲げる また に しゅう と できる また に しゅう と できる また かんしゅう と できる と	予算の範囲内で	南島原市子ども
4	議会補助金	り組む南島原 市婦人会の活 動の充実を図 る。 地域で子ども たちを育てる	き、市長が認める経費 (1) 女性の地位 向上に資活動及で 会議に関する (2) 女性の地で 会議に 女を がない 女性の がない 要な と がない できる ままり はない できる ままり はない できる ままり はない はいます と できる ままり はいます と できる ままり はいます と できる と で		

	補助金	も会育成連絡 協議会の活動 の充実を図 る。	経費 (1) 子ども会活 動の促進に資する 調査・研修関する議 で会議に関する事業 (2) 子どもる たちは を対象がある事なもの すどもるは 動を行う子ども高成する リーダーを ないませばる。		走自属于老小佐
5	南島原市青少年育成市民会議補助金	地域できまる南京でます。本年の活動の年前である。	次に掲げる事業につる と 費 (1) 育る 展が で 事 を 費 (1) 育 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市青少年 育成市民会議
6	南島原市文化協会補助金	文化振興に取 り組む南島原 市文化協会の 活動の充実を 図る。	次に掲げる事業に 要する経費につ き、市長が認める 経費 (1) 文化協会活 動の促進に資する 調査・研修活動及 び会議に関する事 業 (2) 南島原市文 化協会が企画し運 ピオる文化祭等に	予算の範囲内で市長が定める額	南島原市文化協会

			関する事業 (3) 文化振興等 の啓発に関する事 業		
7	南島原市図	市民の読書へ	次に掲げる事業に	予算の範囲内で	南島原市図書館
	書館友の会	の関心を高め	要する経費につ	市長が定める額	友の会
	補助金	る南島原市図	き、市長が認める		
		書館友の会の	経費		
		活動の充実を	(1) 図書館友の		
		図る。	会活動の促進に資		
			する調査・研修活		
			動及び会議に関す		
			る事業		
			(2) 市図書館活		
			動への協力・奉仕		
			及びその他諸活動		
			に関する事業		

様式第1号(第3条関係)

事業計画書

事業活動の基本方針

事業活動の内容

様式第2号(第3条、第5条関係)

収支予算書 (精算書)

1 収入の部 単位:円

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増	増減減減	摘要
			· H		
計					

2 支出の部 単位:円

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	増 減	摘 要
区刀	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	100 安
計					

事業報告書

月日	事業内容	場所	備考

請 求 内 訳 書

単位:円

科 目 内容及び算出の基礎 予算額	Г	_	
	科目	内容及び算出の基礎	予算額
合 計	計		
	合 計		

- (注) 1 支出金額は税込み額。
 - 2 請求に係る補助対象経費の内訳を、科目別に記入すること。

議案第38号

南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

提案理由

南島原市の地域文化の振興のために、郷土芸能保存会等助成事業を補助対象に加えたいので、所要の改正を行うもの。

平成28年4月26日提出

南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金交付要綱(平成23年南島原市 告示第49号)の一部を次のように改正する。

第1条中「研究」を「研究等」に改める。

別表に次のように加える。

郷	土	芸	能	保	郷	±	·	能	きを	と保	本	市	に	お	け	る	郷	土	郷	土:	芸	能化	呆 存	活	動	に	要	補	助	対	象	経	費
存	会	等	助	成	存	•	継:	承 ~	广	る団	芸	能	の	保	存	と	継	承	す	る	次	の経	費					の	10	分	の	10	以
事	業				体						及	U	発	展	を	図	る	た	(1)	報	償費	₹ (謝	比全	金)	内					
											め	の	事	業					(2)	需	用	費									
																			(3)	通	信	費									
																			(4)	そ	の化	也市	5長	が	必						
																					要	と認	め	る糸	圣費	ť							

附則

この告示は、平成28年5月1日から施行し、改正後の南島原市郷土の歴 史文化伝承事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度の予算に係る補助金 から適用する。 新

旧

(趣旨)

第1条 市は、本市の誇りある歴史と文化を正しく後世に伝え、郷土の歴史文化に対する理解と地域文化の振興を図るため、本市における歴史文化の研究等を通じ、その発信・普及事業を行う団体に対し、予算の定めるところにより、南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

別表 (第2条関係)

事業種目	補助対象団 体	事業内容	補助対象経費	補助率
(略)				
コレジヨ	有家史談会	市民の郷土の	コレジヨ文化講座	補助対象経
文化講座		歴史文化に対	実施事業に要する	費の10分の
実施事業		する正しい理	経費	10以内
		解と愛郷心を	(1) 報償費(謝	
		高め、本市に	礼金)	
		おける文化力	(2) 通信費	
		の向上を図る	(3) その他市長	
		ため、有家史	が必要と認める	
		談会が本市の	経費	
		保持する貴重		
		なキリシタン		
		文化を中核と		
		した学習講座		
		を開講する。		
郷土芸能	郷土芸能を	本市における	郷土芸能保存活動	補助対象経
保存会等	保存·継承	郷土芸能の保	に要する次の経費	費の10分の

(趣旨)

第1条 市は、本市の誇りある歴史と文化を正しく後世に伝え、郷土の歴史文化に対する理解と地域文化の振興を図るため、本市における歴史文化の研究を通じ、その発信・普及事業を行う団体に対し、予算の定めるところにより、南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

別表 (第2条関係)

事業種目	補助対象団 体	事業内容	補助対象経費	補助率		
(略)						
コレジョ	有家史談会	市民の郷土の	コレジヨ文化講座	補助対象経		
文化講座		歴史文化に対	実施事業に要する	費の10分の		
実施事業		する正しい理	経費	10以内		
		解と愛郷心を	(1) 報償費(謝			
		高め、本市に	礼金)			
		おける文化力	(2) 通信費			
		の向上を図る	(3) その他市長			
		ため、有家史	が必要と認める			
		談会が本市の	経費			
		保持する貴重				
		なキリシタン				
		文化を中核と				
		した学習講座				
		を開講する。				

新	旧
助成事業 する団体 存と継承及び (1) 報償費(謝 礼金)(2) 需用 数の事業 10以内 費(3) 通信費 (4) その他市長が必要と認める経費	

議案第39号

南島原市社会教育委員の委嘱について

提案理由

社会教育法第15条第2項並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定により提案する。

平成28年4月26日提出

南島原市社会教育委員名簿 (平成28年4月1日~平成30年3月31日)

No	氏 名	区分	備考
1	本多省志	学識	
2	渡邊林	社会	
3	宮崎郷徳	家庭	
4	下 田 壽 憲	学識	
5	寺 田 冬 道	社会	
6	古瀬弘親	学識	
7	相 川 昭 兵	社会	
8	中 村 浄 子	家庭	新任
9	田中麗子	社会	
10	松 尾 哲	学識	新任
11	立花英之	社会	
12	原賀壽昭	社会	
13	小 渕 ひづる	家庭	
14	中村和典	社会	新任
15	﨑 田 修 子	家庭	
16	中村知見	家庭	
17	酒 井 保 喜	学識	
18	林 田 久美子	家庭	
19	竹下 伸 吾	学校	蒲河小学校
20	中村 一也	学校	加津佐中学校

議案第40号

南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

提案理由

社会教育法第30条第1項並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定 により提案する。

平成28年4月26日提出

南島原市公民館運営審議会委員名簿 (平成28年4月1日~平成30年3月31日)

No	氏 名	区分	備考
1	本多省志	学識	
2	渡邊林	社会	
3	宮崎郷徳	家庭	
4	下 田 壽 憲	学識	
5	寺 田 冬 道	社会	
6	古瀬弘親	学識	
7	相 川 昭 兵	社会	
8	中 村 浄 子	家庭	新任
9	田中麗子	社会	
10	松 尾 哲	学識	新任
11	立花英之	社会	
12	原 賀 壽 昭	社会	
13	小 渕 ひづる	家庭	
14	中村和典	社会	新任
15	﨑 田 修 子	家庭	
16	中村知見	家庭	
17	酒 井 保 喜	学識	
18	林 田 久美子	家庭	
19	竹下 伸 吾	学校	蒲河小学校
20	中村 一也	学校	加津佐中学校

議案第41号

南島原市図書館協議会委員の委嘱について

提案理由

図書館法第14条第1項並びに南島原市図書館条例第6条第1項及び第2項 の規定により提案する。

平成28年4月26日提出

南島原市図書館協議会委員名簿

(平成28年4月1日~平成30年3月31日)

No	氏 名	備考
1	牧瀬芳道	
2	鍬 典 子	
3	川島明美	
4	坂上祐子	
5	西田正人	
6	松尾ヒサヨ	
7	馬場房子	
8	平 秀 久	
9	菅 﨑 康 範	
10	永 田 佳 弘	

議案第42号

南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

提案理由

スポーツ基本法第32条第1項並びに南島原市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により提案する。

平成28年4月26日提出

南島原市スポーツ推進委員名簿

		一			
委員会等の名称			南島原市スポーツ推進委員		
No	氏 名	<u></u>	·期 終期		
1	溝田 民弘	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
2	福田 亮司	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
3	井口 広昭	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
4	福田 美智代	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
5	岩永 真由美	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
6	氏原 巧	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
7	栗原 雄一郎	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
8	酒井 正光	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
9	山﨑 亮	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
10	藤村 誠也	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
11	井村 武弘	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
12	岩本 猛	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
13	林田 新一	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
14	陣川 愼治	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
15	髙田 眞紀子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
16	田口 克哉	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
17	山本 由秀	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
18	松尾 好弘	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
19	多比良 卓見	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
20	野田 香代	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
21	草野 康弘	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
22	中村 朋子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
23	佐々木 和浩	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
24	菅 健治	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
25	林田 智子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
26	川口 涉	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
27	常岡 淳一郎	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
28	本村 友香	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
29	菅 広洋	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
30	永友 直樹	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
31	竹市 保徳	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
32	小松 久勝	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
33	中岡 公教	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
34	山村 光秋	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
35	中村 哲也	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
36	浦部宗近	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
37	笹田 真二	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
38	谷口誠	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
39	末永 武之	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
40	高木 三成	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		
41	川上 弘昭	H28. 4. 1	Н30. 3. 31		

南島原市スポーツ推進委員名簿

委員会等の名称		南島原市ス	南島原市スポーツ推進委員	
No	氏 名		-期	
		始期	終期	
42		H28. 4. 1	H30. 3. 31	
43	山奥博文	H28. 4. 1	H30. 3. 31	
44	梶原 光幸	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
45	中村義秀	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
46	伊藤 孝司	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
47	藤原一彦	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
48	梶原 勇	H28. 4. 1	H30. 3. 31	
49	近藤 征治郎	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
50	池田 崇将	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
51	田浦 誠	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
52	坂口 健一郎	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
53	松尾 主君	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
54	隈部 伊都子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
55	林田 佳子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
56	田浦 正剛	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
57	池田 正平	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
58	磯野 正文	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
59	山口 紘範	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
60	上田 夢香	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
61	有村 俊男	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
62	島﨑兼一	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
63	平田 健策	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
64	塩田 純一	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
65	湯田 昌信	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
66	高見 聡子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
67	湯田 恵梨香	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
68	小林 智佳	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
69	山﨑 篤	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
70	大平 亜紀	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
71	川田 とも子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
72	兼田 眞理子	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
73	柴田 良和	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
74	武田 朋生	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
75	石川 景士	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
76	石口 よとみ	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
77	岡本 圭一	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
78	伊藤 公貴	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
79	大平順一	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
80	原川 俊郎	H28. 4. 1	Н30. 3. 31	
J		1 2 2 2	<u> </u>	

平成28年度学校評議員名簿

番号	学校名	氏 名
1	口之津小学校	本多 敏明
2	口之津小学校	末続 浩二郎
3	口之津小学校	松本 恵子
4	南有馬小学校	七條 浩久
5	南有馬小学校	小田 重一
6	南有馬小学校	林田 隆幸
7	有馬小学校	内藤 薫
8	有馬小学校	中村 一元
9	有馬小学校	山本 信子
10	西有家小学校	近藤 正治
11	西有家小学校	志岐 重樹
12	西有家小学校	松本 弘明
13	有家小学校	松島 吉郎
14	有家小学校	林田 充敏
15	有家小学校	岩本 博士
16	蒲河小学校	川村 たづみ
17	蒲河小学校	川村 安正
18	蒲河小学校	中村 忠則
19	新切小学校	鳥居 純毅
20	新切小学校	中村 信夫
21	堂崎小学校	小嶺 政信
22	堂崎小学校	鷺村 真照
23	堂崎小学校	中村 公信
24	布津小学校	大木 明世
25	布津小学校	松島晃
26	布津小学校	井上 伸也
27	飯野小学校	吉田 惠順
28	飯野小学校	川原田 常
29	大野木場小学校	横田 繁春
30	大野木場小学校	田原 幸広
31	大野木場小学校	横田 耕詞
32	口之津中学校	本多 敏明
33	口之津中学校	末続 浩二郎
34	口之津中学校	松本 恵子
35	南有馬中学校	内山 哲利
36	南有馬中学校	松尾 安博
37	南有馬中学校	村田 徳一
38	北有馬中学校	竹市 保徳
39	北有馬中学校	松尾 保武
40	北有馬中学校	浦田 稔
41	西有家中学校	松尾 哲

番号	学校名	氏 名
42	西有家中学校	松本 伸生
43	西有家中学校	近藤 啓子
44	有家中学校	上村 謙吾
45	有家中学校	本多 靖治
46	有家中学校	中村 公信
47	布津中学校	塩田 純一
48	布津中学校	隈部 修司
49	布津中学校	下田 保則
50	深江中学校	高柳 忠昭
51	深江中学校	吉田 幸一郎
52	深江中学校	岡本 圭一